

会長	事務局長	係

供覧のうえ、HPに公開してよろしいか伺います。

平成29年度

第 8 回 佐々町農業委員会総会議事録

平成29年11月24日（金）

佐々町農業委員会

平成29年11月 第8回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成29年11月24日(金)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室
3. 開 会 平成29年11月24日(金)午後1時30分
4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君
推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君	推進委員	湯村 速雄 君
推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
11	寶持 雅祥 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	大平 弘明 君	書記	山田 奈津子君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
10	山下 夕見子君	12	吉永 勝彦 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 県北地域農業委員会会長・事務局長会議について

(4) 審議事項

第29号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について

第30号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

第31号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第32号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書につい

て

第33号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第34号議案 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

第35号議案 農用地利用配分計画（案）の承認について

(5) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

② 12月定例会の日程について

③ その他

・ 推進委員の番号の検討

書記（山田 奈津子君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から平成29年度 第8回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。初めに、藤永会長から挨拶をお願いします。

会長（藤永 九市君）皆さんこんにちは。お忙しい中、今日はこのところ寒い日が続いております。このような中で第8回農業委員会総会をご案内いたしましたところ、ご出席いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。神田の寶持委員さんからは欠席届が出ているようですね。今日はこのところ皆さんと顔を合わせる機会がありまして、この前の研修15、16日で行って参りまして、先週は引き続き、五役会を行いまして、おとといは熊野神社、三柱神社の新嘗祭も関わりのある委員

さんはそれぞれ出席をされたことと思います。このところ非常に頻繁に出るところが多くて、なんか気の毒な気がしておりますけども、特に新しい皆さん方につきましては、頻繁に農業委員のかれこれもあるんだなと思ってらっしゃるんじゃないかと思っています。農業委員としてはあくまでも公的な立場でありますから、その辺は自覚をされながら今後、あらゆるところに出なければなりませんので、それなりの調整をしながら、できれば参加されるようなことに努めていただきたいということを申しあげておきたいと思います。先日の研修、後もって報告することもございますけども、これについて特段報告はいたしません。ただ、その他のところでこのことに触れて、皆さん方からの反省なりご意見を伺いたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。今日の議案は見られましたとおり、第29号から35号の審議事項がございます。五役会でも十分に事前に協議をいたしておりますけども、この内容につきまして、慎重な審議をいただきながら、執行に対しましてご承認いただければこの上ないなと思っておりますので、本日はよろしくお願ひ申し上げます。簡単ですけども挨拶にかえさせていただきます。

書記（山田 奈津子君）事務局。ありがとうございます。本日は11番委員が所要のため欠席という連絡がっております。本日の出席委員は農業委員12名と、推進委員5名です。定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願ひいたします。

議長（藤永 九市君）案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議無し」の声あり ） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号10番 山下委員、議席番号12番吉永委員を指名しますので、よろしくお願ひします。以上で、日程（2）を終わります。続きまして、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号 県北地域農業委員会会長・事務局長会議について報告いた

します。11月1日、2日に小値賀町で、佐世保、平戸、松浦、佐々、小値賀の五つの農業委員会の会長ということで行われました。内容につきましては局長が決算審議の多忙のためには出席できないということから、代わりまして山田係長が出席されまして、二人で参加させていただきました。持ち合わせ事項といえますか、それぞれ案件を出し合って、それをもちましての話し合いということでしたけども、内容につきましては後もって山田係長から報告していただきますのでよろしくをお願いします。そういうことで、事務局からの説明をよろしくをお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。11月1日から2日にかけて、小値賀町で県北地区の農業委員会会長・事務局長会議が開催されました。内容につきましてはおもしろなものだけご説明をさせていただきます。各市町の持ち寄りで議題について検討したところ、最初に議題としてあがったのが佐世保市さんからですけども、農地の貸し借りについて、基盤強化法により利用権設定と、農地中間管理事業との事務の取り扱いについてどのようにされていますかということで、話がありました。佐世保市さんにつきましては、独自の支援制度を設けておられまして、中間管理事業が始まる前にできたのもですので、中間管理事業に係らない状態での、認定農業者のみ利用権設定を5年、10年とした場合に認定農業者（借り手側）に対する支援制度があるということで、そういうことと加味しながら進めているということなんですけども、多くは中間管理事業を活用しての貸し借りを行っているという話がありました。平戸市、松浦市さんに関しましては、佐世保市さんもされているんですけども、やはり、地域集積協力金ですね。地区のエリアでまとまって、協力金を活用するような形で、中間管理事業を進めていっているということでした。平戸市さんは8割は中間管理事業を活用しているということと、また、今年度は100ヘクタールはいくだろうという話はあっております。松浦市に関しましても、基盤強化法をまだまだされてはいるんですけども、独自で支援を作っておられて、10年以上の契約の場合は、大きな金額になるように、中間管理事業の活用を促したりとか、地域集積協力金も、企業の参入の際にも中間管理事業を活用するなど工夫をして取り組まれているところです。小値賀町さんにつきましては、担い手公社がありますので公社の方が動いて、農地の貸し借りの業務

を行ってらっしゃるんですが、貸し借りについては、ほぼ100パーセント中間管理事業を活用されているということで、佐々町の方がなかなかメリットを伝えきれてなかったりとか、説明不足の点があって、まだまだ浸透してないところなんですけど、今年度も少しずつ機構を活用していただいていますので、もう少し工夫をして進めていけたらなと感じたところです。そして、後は相続未登記の問題で、それぞれ意見が出たんですけども、話して解決できるものではないんですけど、亡くなられて代がかわればかわるほど、相続登記というのが難しくなっているという現状がすでに起こっておりまして、今後もどんどん増えてくるだろうといわれています。相続がされていないことで、農地の貸し借りということが正式に契約できなくなったりとか、日本各地で災害が起きてますけど、相続が終わってないので権利者の特定がなかなかできなくて、何十人にも権利者が渡ってしまうと、災害を復旧する工事の時に、それが弊害となって進まないという問題が起こっているということで、今できるときにできるところから、相続をやって行った方がいいので、そういったことを伝えていくのも農業委員の指名ということで話がありました。そして、二日目は現地の視察ということで、三か所見てまいりました。まず、小値賀町の担い手公社ですね。公社では三年間研修を、新規就農を小値賀町でされる方ということを経験に、三年間という研修期間で研修生を受け入れておられます。項目としましてはほとんどがミニトマトということで話がありました。独身一人でされる場合は、月16万円を支給されて、公社のハウスを利用して研修を積んで、新規就農される際には、公社が建てているハウスを貸し出して、年間1万5千円とか安い金額で、ハウスを貸し出して新規就農につながるという話がありました。倉庫とか、機械とかも公社がけっこうたくさん持ってらして、それを貸し出しているのが新規就農にスムーズに入りやすいのかなという印象を受けました。離島というところでかなりハンデがあられるんですけど、形としては素晴らしいものを作って運営をされています。次に行ったのが、スマート放牧場視察ということでITを活用した牛の放牧というのを見せてもらいました。これは、県が実証実験ということで、小値賀町の方でされているんですけども、牛舎に色々なシステムを作って、餌をやるときの呼び寄せのシステムが音楽が鳴るみたいなんですけど、呼び寄せのシステムとか、スタンション

とか自動給餌機ですね。そういうのが付いていて餌を食べに来たり、水を飲みに来た時に体重計もついていて、そこで体重管理もできて、タブレットで遠隔操作もできて、全部パソコン上で個体管理ができるというシステムです。また、餌は自動給餌機ですので、大きな入れ物に入れておけば、餌やりも機械が自動で行いますので、餌やりも人がいないということで、かなり、人件費をカットできるというので実験をされていまして。費用対効果につきましては今後、そこも含めて検討しています、ということで、採算が取れるかどうかというのは答えがなかったんですけど、二年間されていますので、これからそういうのも出していくということでした。あとは、農産物加工所の視察にも行ってきました。これは旧小学校の跡地に、学校を壊して、そこに加工所ということで加工施設を作られていました。ピーナッツをされていますので、ピーナッツを含めて農産物の商品開発も含めてできるような加工施設を作っておられます。ビニールハウスだったりとか、機械設備ですね。1億3千8百万円ほど総事業費をかけて、国庫補助も多く使って、町の持ち出しとしても2千万円ぐらいは出してそういうのを作っておられました。そういったところを見せていただきました。他にもあるんですけども、事務局に資料を置いておきますので、よかったら見に来ていただければと思います。以上で報告を終わります。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局が詳しく言っていたので助かりました。事前に意見を提供し、意見交換が中心でしたけども、それぞれの各委員会からの考え方を話し合ってきたわけですけども、非常に勉強になりました。これにつきまして皆さん方から何かございましたら、お受けいたしますけども、申しあげましたように、事務局に資料を置いておきますので、そこで確認いただければと思います。この件についてはよろしいでしょうか。報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。次に（4）審議事項に移ります。第29号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。1ページをお開きください。第29号議案の朗読説明をいたします。申請者は〇〇 〇〇さんです。農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書。平成29年9月14日付け長崎県指令29農地活第14

63号で共同住宅用地として、農地法第4条の規定による許可を受けた事業計画を下記により変更したいので、承認されたく申請しますということで、計画変更の承認申請が出ております。2番目に記載があるんですけども、当初、賃貸アパート（4世帯）建設の予定だったが、さらに一戸建て賃貸家屋を建設するというので、当初は賃貸アパートと駐車場の建設ということでしたが、そこにさらに家を一軒建てたいということでの申請となっております。資金調達に関しましては、家が一軒建つ分の資金証明書を議案には付けておりませんが、資金証明書の添付も確認しております。2ページ目が土地の全部事項証明書です。3ページが地籍図になります。以前と全く同じものになります。4ページ目が付近状況図です。場所は赤崎橋から小浦の方に上りあがったところになります。5ページ、6ページが現況写真になるんですけども、アパートの建設中ということで、アパートはすでに建っておりますので、そちらは予定どおりのアパート建設を進められていたところでした。写真で言いますと、5ページの下段の②と6ページの④ですね。こちらが農地の奥の方になるんですけども、こちらに家を建てたいという申請があがっております。被害防除計画書も前回と変わりはないんですけど、申請地の造成計画としましては、現状のまま利用するというのと、土留め工事をする。2階建てなので近傍農地への影響はないということ。排水計画が少し変わっております。雨水排水につきまして、当初、側溝を設けて側溝に流すということだったんですけども、敷地内に溜桝を設けてそこで受けたものを道路側溝へ流すようにするというので変更がっております。汚水、生活雑排水につきましては予定どおり、公共下水道の方に家の分もアパートの分も繋がれます。8ページの事業計画書としましては、賃貸アパートと一戸建て賃貸家屋の建設となっております。9ページが変更前の計画配置図になります。アパートを建てて駐車場を周りに設けるといのが変更前の分でした。裏面10ページに今回の申請内容の配置図を付けております。このように利用したいということで、アパートはそのままなんですけども、家を一軒追加で建てたいということで、貸家ということでされてますけども、実際は娘さんに貸し出すということで、賃貸はされるんですけども、そういったことでの貸家ということで、一軒家を建てたいということでの申請です。11ページ目が排水計画ですね。雨水に関しまして溜桝を設けて、

側溝の方に繋ぐという計画になっております。下水道につきましては公共下水道に接続されます。12ページがアパートの平面図、立面図です。こちらは前回と変更はありません。13ページが今回新しく建てたいといわれる家の平面図、立面図になります。こういった計画に許可後にはなるんですけども、変更をしたいということでの申請があがっております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員の補足説明をお願いします。2番。

2番（吉野 裕君）ただ今、事務局から説明があったとおりでございます。これは8月に皆さんにご審議いただき、9月に許可が出たところでございます。私が聞いたのは、今月の初めに〇〇さんと偶然、現地でお会いしましたところ、こうして一戸建ての借家を建てたいというお話がありましたので、本人としては一度、転用許可をいただいたものだから、あとは自分の判断で出来るものだと思われていたようです。そうであるならば早めに変更届を出してくださいということで、当初の申請書どおり完成させていただくものと、農業委員会は思っておりますので、そのように変更されるのであれば、早めに出してくださいということをお伝えしたら、今回の変更届ということになりました。アパートの駐車場に関しては4戸分の8台分の駐車場は十分に確保され、一戸建ての駐車場の方も2台分計画されておられます。10ページにありますように、場内に溜桝を設けてその中に排水管を設置し、場内の雨水は道路側溝に流すという計画でございます。隣の農地には迷惑は掛からないということです。私たちもですけども許可を出すときにはもう一度申請者に出して、計画どおり実行していただくということを再確認する必要ではないかと思えます。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。これより皆さま方のご意見、ご質問をお受けいたします。何かございませんでしょうか。ないようでございますので採決を行います。第29号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請書について、承認やむなしと思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認されました。これにつきましては県の方に進達することといたします。次に第30号議案 農地法第5条の規定による許可処分取消願いについてを議題といたします。これにつきましては、第31号議案、

32号議案と関連がございます。議題としましては、一件ずつ上程したいと思っております。ただし、全体的な説明を含めたところで事務局の説明をお願いしたいと思います。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。15ページをお開きください。第30号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条の規定による許可処分の取消願です。願出人は〇〇さんと、●●●●さんです。平成29年8月10日付け長崎県指令29農地活第1465号をもって上記の許可を受けましたが、下記理由により本許可を取消されるよう願います。許可を受けた土地の一部分の取消になりますけども、取り消したい地番が、佐々町羽須和免社ノ元。地目 田。面積 54㎡。同じく、423番1。地目 田。面積 6.03㎡となっております。許可を受けた元々の理由としましては、一般個人住宅です。理由としましては敷地面積変更（縮小）のためということです。5番の「許可を受けた土地の一部取消である場合には取り消さない部分の利用計画」としましては、面積は変わるんですが、一般個人住宅のままです。16、17ページが土地の全部事項証明書になりますけども、見ていただいて分かるとおおり、分筆をされております。取り消したい部分の土地の全部事項証明書になるんですけども、423番1の6.03㎡と、423番5の54㎡ですね。所有権はもともとの地主の●●●●さんのままです。この部分を取り消したいということなんですけども、18ページに地籍図を付けております。色を塗っている部分が取消をしたいといわれている部分になるんですけども、423-6と423-5と、423-1というのが元々、423-1という地番の一筆でした。一筆で個人住宅ということで転用許可を取っておられるんですけども、423-5と、423-1の部分は取り消して、元々の所有者さんが使いたいということで取消願いが出ております。423-6は許可を受けられた方が予定どおり家を建てたいということになっております。こちらは変更になりますので後に出てくるんですけども、423-1の細い部分は、現況は水路なんですよね。このまま水路として残すということで、所有者も●●●●さんのままなんですけども、現況は水路です。423-5は許可を取消されて、●●●●さんが使いたいという希望があられますので、この分に関しては後もって出てきます4条申請ということで、申請が出ております。先ほど申しました423-6の部分は

面積が変わりますので、計画変更の承認ということで後の方に議案に出てきているところです。19ページが、こういった計画が変わってしまった理由ということで計画変更前の図面を載せてあるんですけども、セットバック部分の面積を多く見積もってしまっていたということで、実際はセットバックはこんなにいらなかったのに多く見積もっていたということで、土地の売買金額が、面積が変わることによって変わってくるといった事情で計画も変わってこられたようです。裏面の20ページは、きちんとした計算になるんですけども、セットバック部分が12.13㎡、分筆後の図面になりますので、423-1の水路の部分を残して423-5は●●さんが利用できる分の面積を残してほしいという要望があって、423-6だけを売買する形になっています。左側の一番下になっている部分が、セットバックの部分で面積が12.13㎡というのが正しい面積ということで出ております。こういった面積の変更という経緯で、一部分の許可を取り消したいという申請になっておりますのでよろしく申し上げます。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。それでは、地元委員の補足説明をお願いします。8番。

8番（池田 邦義君）8番。この件に関しては、私も急遽、ある工事関係者の方から、こういう工事、分筆をするということでお聞きしまして、これはちょっとおかしいということで工事関係者の方にちょっと待ってもらって、事務局に相談し現地を確認しないと工事はできないということで、工事を止めてもらって、事務局長と現地を確認して現在に至っているわけなんですけども、そもそもが購入の時点でセットバックの計算の仕方が間違っていて、こういうことが起きたと思うんですね。ハウスメーカーさんもされるときに確実に把握されて、やられているのかなと思ったんですけども、一番初めの段階に戻らなくてよかったなという安心感があります。もし、このまま継続してされていたら、もとの状態に復元しないといけない状態にありましたから、この辺は早めに確認できてよかったかなと思っている次第です。皆様のご意見をお願いいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。この件につきまして、皆さん方からのご質問をお受けしたいと思っております。何かございませんでしょうか。ないようでご

ございますので、この件につきまして採決を行います。第30号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、取り消すことが適当と思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。全会一致で承認いただきました。この件につきましては、県の方に進達いたします。次に第31号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。21ページをお開きください。第31号議案の朗読説明をいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請書について。申請人 ●● ●●。農地の所在 羽須和免字社ノ元423番5。地目 台帳、現況ともに田。面積 54㎡。施設 なし。耕作者 なし。申請の理由 隣接店舗の駐車場ということです。こちらは先ほど取消になった部分ですね。この部分を駐車場として利用したいということで、取消後に改めて申請という形になっております。22ページが許可申請書の写しになります。工事計画としましては、許可が下りてから1月31日ぐらいまでを予定されているそうです。23ページが土地の全部事項証明書です。先ほど申しましたように、分筆は終わっています。24ページが位置図ですね。ゼンリンの地図になっております。飲食店のすぐ横になっております。25ページが地籍図です。26ページが現況写真です。先ほどの土地のお店側の部分をお店用の駐車場として利用したいという、4条の申請が出ております。27ページが計画図になります。隣の飲食店さんも、●● ●●さんの土地で貸してらっしゃるんですけど、そこのすぐ横を従業員さんの専用駐車場として、縦列駐車にはなりますけども、3台分確保するというので図面を出していただいております。次の28ページに駐車場の利用計画書ということで出されておりますけども、既存の駐車場としては7台分ありますということでした。下の方にも書いてありますけども、慢性的な駐車場不足になっており、従業員の駐車場の確保が急務な状態であるということで、今回、新たに駐車場を設けたいということです。29ページが被害防除計画書になります。申請地の造成計画としましては、盛土を最高0.1mほど行うということです。被害防除措置としましては、基本的には現状のまま利用するというのではあるんですけども、乗り入れ部分に関しましては、コンクリート舗装をしまして、土砂の流出がないように

するということでした。また、建物等はございませんので、日照、通風等には影響はないということです。雨水につきましては一部、コンクリートをした部分は水路がありますので、水路の方に流れます。あと、何もしないところに関しましては自然流下ということでした。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。これにつきましても地元委員からの補足説明をお願いいたします。8番。

8番（池田 邦義君）8番。ただ今、事務局から説明がありましたような状態です。私としては何も言うところはないんですけど、28ページの4、その他ですね。食堂の慢性的な駐車場不足、これが今現在、図面で言うと25ページの822-4、ここが(株)△△さんの駐車場なんですね。そこに現在、承諾を受けて使われているんだろうと思いますけども、そこら辺に4、5台止まるような状態になっていますので、この件は(株)△△さんも開発するという話もちょっと伺っていますので、戻されるんだろうと思いますので、ここら辺は慢性的な駐車場不足ということの確認できていますので、皆さんでご検討をよろしくをお願いいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。これより皆さん方の質問をお受けしたいと思います。何かございませんでしょうか。ないようでございますので、採決をいたします。第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございます。全会一致です。許可相当として県に進達することといたします。次に、第32号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。30ページをお開きください。第32号議案の朗読説明をいたします。申請者 ○○ ○○。農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書。平成29年8月10日付け長崎県指令29農地活第1465号で個人住宅用地として農地法第5条の規定による許可を受けた事業計画を下記により変更したいので、承認されたく申請しますということです。先ほどからの関連ですけども、取り消さなかった部分ですね。面積を少し小さくしてそのまま家を建てたいということで、面積変更ということで承認申請が出ております。土地の所在 羽須和免字社ノ元。地目 台帳、現況ともに田。面積529㎡となっ

ております。面積529㎡というのは、分筆前の面積を書いております。当初の事業計画の概要と計画変更事項ですけれども、セットバックの面積誤差による面積の縮小ということで書かれております。転用の目的は一般個人住宅。建物の資金調達については特に変更はないということです。31ページが土地の全部事項証明書です。すでに分筆と所有権移転登記は済んでおります。まだ家が建っていないので地目は田のままですが、分筆をされておりますので、面積は468㎡となっております。32ページが付近状況図です。場所は先ほどと同じく、飲食店の横の敷地になります。33ページが地籍図です。423-6のところが今回の申請地になります。34ページが現況写真になります。35ページに変更前の当初の計画の図面を付けております。当初は、一筆使ってこういった計画をされておられました。36ページに変更後の図面を付けております。先ほどの4条の駐車場の部分が、この図面で下側、南側になります。建物の位置も、当初の計画では真ん中だったんですけれども、端の方に少し寄せて庭を広く取りたいということで、駐車場の部分、前面道路の部分はほとんど変わってないんですけれども、建物の配置に変更がっております。全体の敷地面積も変更になっております。37ページが排水計画になります。雨水に関しましては前面に柵を設けて、前面の道路の方に流されます。下水に関しましては、下水が通っておりますので、公共下水道の方に繋がれるということで排水計画をされております。38ページが1階の平面図、39ページが2階の平面図、40ページが立面図となっております。建物については間取りに多少の変更はありましたが、建物としては変わっていないということで伺っております。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いしたいと思いますが、何かございますか。8番。

8番（池田 邦義君）8番。事務局の説明どおりで、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。これより皆さん方からの質問をお受けしたいと思います。何かございませんか。ないようでございますので、採決をいたします。第32号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございました。

ました。全会一致で許可相当として県に進達いたします。次に、第33号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。41ページをお開きください。第33号議案の朗読説明をいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 有限会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇まる。譲渡人 ●●●●。農地の所在 神田免字湯川。地目 台帳 畑、現況は休耕地です。面積1,746㎡。転用の目的 建売住宅及び道路・公園。施設は建売住宅3棟 129.18㎡です。耕作者はなし。申請の理由 申請地にて建売住宅建築及び販売を行いたいためとなっております。42ページが許可申請書の写しとなっております。建売住宅が3棟と一部、道路と公園になるということです。売買による所有権移転です。43ページ、44ページが土地の全部事項証明書です。こちらは見ていただくと分かる通り、すでに〇〇〇さんの方から仮登記がされておりました。合わせて、抵当権も設定されており、抵当権者も〇〇〇さんということで設定されていたところなのですが、〇〇〇さんが建物を建てて利用されますので承諾はいただいております。45ページが付近状況図です。神田線の神田の駅の手前から、オレンジ観光さんの方に入って行きまして、オレンジ観光さんの手前から右手に入ったところに、住宅を建てておられますけども、その奥の方になります。46ページが地籍図になります。色を付けているところが、今回の計画地になります。47ページは写真の撮影方向になりますね。48、49ページが現況写真です。50ページが事業計画書です。事業の目的としましては建売住宅3棟の建築及び、道路と公園ということです。現在の事業状況ですけども、平成23年に同じところの手前のところと、平成28年にも鴨川免にも住宅を建築してすべて完成しておりますということで記載されております。51ページが被害防除計画書になります。申請地の造成計画の内容としましては、現状のまま利用するということです。申請地の周囲にはブロックを設置するため隣接地への被害の恐れはないということです。近傍農地への日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置としまして、建物の高さは二階建てになるんですけども、建物の高さを加減して建築するので被害の発生する恐れはないということ

で記載されております。排水計画につきまして、雨水排水は水路放流。汚水、生活雑排水は下水道に接続をされます。52ページが現況平面図とありますけども、地図に青の矢印で書いてあるのが雨水排水の水の流れですね。道路沿いに側溝を作って、そこに雨水を流すように計画されておりました、緑の線が下水になるんですけども、下水も下水道の方に繋いでいくという計画をされております。この地図でいきますと、ピンク色が道路、緑色の部分が公園となるところです。53ページが建物の平面図になります。1階、2階ですね。54ページが建物の立面図ですね。同じ建売住宅を3棟計画しているということで、建物の図面は一種類となっております。55ページが法人の全部事項証明書になります。57ページ以降が定款ですね。62ページが建売住宅の免許ということで、免許証を付けていただいております。こちらに関しましては、手前の方から少しずつ小さな開発を、今回で3回目ぐらいになるんですけども、開発をされている関係でですね、開発行為の対象になるんじゃないかということで、話を伺っております。業者さんにつきましては、一番最初に事前協議のようなことをして、計画全体の雨水の流量計算もしていますというような話がありました。私の方も、県北振興局の建築課ですね、開発の担当をされているところなんですけども、確認をしましたところ、この場所に関しましては、農地法の規制の問題で宅地造成のみということができないという関係で、少しずつこういった形をとっていったことを記憶するという説明もあったんですけども、雨水に関しましては、全体的な計算をされて取り組んでおられますということで、また、県の方で5年経てば、次の工事ということで開発の対象にはならないというような内規がありまして、それに沿ってやっていますということもおっしゃっていただきましたので、業者さんの方には、開発が不要ということをきちんと証明してくださいとお願いはしているんですけども、そういった経緯で、今回は開発行為の対象にはならないということで進めておられるようです。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いしたいと思います。9番。

9番（濱野 卓也君）9番。11月20日 月曜日 午前9時30分から北部班長の濱野委員、行政書士、設計業者、事務局とで現地立会いをしていただいております。

私は仕事の都合で行けなかったため、その後、事務局と現地確認をしました。転用申請の内容は、建売住宅3棟を建てられるということと、残りの部分は道路と公園の一部になるということで事務局から説明があったとおりです。申請地の所有者の方は相続で農地を取得されていますが、農業はされておられません。この申請地も長年耕作がされていない土地です。また、この農地へ進入するためには住宅の間を歩いて行くしか道はなく、今後も農地として使用される見込みはないと思われます。汚水については下水に接続され、雨水につきましては水路放流ということです。数回に渡って宅地を広げておられますが、雨水につきましては将来的な全体の計画を見据えての流量計算をされて、水を受けきれないように設計をされているという説明を受けております。皆さまのご審議をお願いいたします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。以上、事務局からと地元委員からの説明が終わりましたので、これより質問をお受けしたいと思います。ご意見、ご質問はありませんか。4番。

4番（藤永 茂君）4番。今、事務局、地元委員の説明がありましたけども、数年にわたって住宅を建てておられます。写真で見ますと160-3はすぐにでも住宅になるような感じがするんですが、開発行為と切り売りした場合の相違を教えてください。3,000㎡以上になると開発行為になると思います。そこら辺の説明をお願いいたします。合わせたら3,000㎡以上になるんじゃないかなと思ひまして。

議長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（大平 弘明君）事務局。今のご質問に関してですが、3,000㎡を超える場合は原則として、開発行為に基づいて所定の道路整備、それぞれの宅地としての整備をしていかないといけないと思います。今回のこちらの宅地につきましては農地法等の事情がありということで、開発当初に置きまして10,000㎡を超えない範囲においての開発をどのようにするかということが事前に協議がなされております。その中で段階的な開発をおこなっていくということの協議がなされた中で、今回、3回目の申請ということになっておりますが、道路につきましては、道路幅員が6m、流量計算等につきましても10,000㎡の面積における宅地としての流量計算もなされており、排水につきましても河川の方に雨水

を流すような設計がすでにとられておりまして、歩道等の整備につきましても考慮をされております。それから、緑地帯ということで公園等の整備につきましても、こちらの図面等にありますように中心部分に公園等を設置するような形で、今回も計画がなされているような状況です。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。4番委員さんいかがですか。4番。

4番（藤永 茂君）4番。防火水槽とかはどのようになっていくのか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（大平 弘明君）事務局。防火水槽等に設置につきましては、事前協議の折に、こちらの方は75mmの上水管が通っているということで、そちらの方に設置は可能だということで、開発が進められているということです。以上です。

議長（藤永 九市君）4番委員よろしいでしょうか。

（ はい ）の声あり。他にこの件につきまして何かありますか。8番。

8番（池田 邦義君）8番。今の局長の話では、流量計算は確かにこれで通っているかもしれないですけど、今後、〇〇〇さんが●● ●●さんの土地を、今までずっと攻めてこられて開発に至らないような限界ギリギリのところまで止めて、小さく小さく法に引っかけられないような状態で止めて開発されてきているわけですよ。今後も、隣接地も大浦さんの土地なんですね。これもまたそういう可能性が無きにしも非ず、流量計算は今回の申請地で終わっているのか、隣接地までの流量計算がなされているのか、そこら辺はどうなんですか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（大平 弘明君）事務局。池田委員のご質問のとおり非常に難しい問題でございます。こちらの開発行為の法律、農地法の法律の二面性をもっておりまして、その中での開発が進められている状況でございます。ご指摘をいただきました、隣接する土地につきましても含んだところでの流量計算がなされている状況でございますし、今後、開発が完了した後、将来的には隣接地までを全体とした、宅地としての開発を行いたいということで、それをもちましてこの地域についての宅地開発は終了するような計画で進められているということを、現地の方でお伺いしております。以上です。

議長（藤永 九市君）8番。

8番（池田 邦義君）8番。これは前もって、一帯を予定して流量の計算はしているということですか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（大平 弘明君）事務局。事務局の方から冒頭にご説明いたしましたとおり、当初からこちらを10,000㎡以内ということで、道路の位置指定等を計画をいたしまして、農地法等の関係上、5年以降に各年に渡りまして4期計画で現在進められているというのが現在の状況でございます。以上です。

議長（藤永 九市君）今、事務局長から説明をいただきましたけども、8番委員さんよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）その他、皆さん方からご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。推進委員の湯村委員さんどうぞ。

推進委員（湯村 速雄君）推進委員。公道が隣接しているんですけども、断面図がないので分からないんですけど、公道の上からの擁壁等があれば、安全確保とか、公道の仕上げ目がどうなっているかとかが知りたいんですけど。

議長（藤永 九市君）推進委員さんからのご質問です。事務局長。

事務局長（大平 弘明君）事務局。現在の公道との接続につきましては、町道からの接続になっております。一方、背後面となります用地につきましては個人の用地における私道ということになっております。以上です。

議長（藤永 九市君）湯村委員、以上の説明でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）他にないようでしたら採決を行います。第33号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認いただきました。この件につきまして、許可相当として県の方に進達をいたします。次に移ります。第34号議案、第35号議案は関連がありますので、一括上程したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。一括上程といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。63ページをお開きください。第34号議案の朗読説明をいたします。農用地利用集積計画の承認について 利用権設定です。農業経

営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり計画を定めたいので本委員会の承認を求める。平成29年11月24日。64、65ページが利用計画になります。まず1番目 貸し手農家 ○○ ○○。借り手農家 ●● ●●。土地の所在 市瀬免字古田。地目 田。面積842㎡。同じく、市瀬免字古田。地目 田。面積2,917㎡。借り手農家耕作面積 18,138㎡。権利の種類としましては賃借権。区分 農用地。今回の設定内容は一年間に反当り12,000円の金納となっております。他13件ですね。65ページに計を載せておりますが、田が42,716㎡、畑611㎡、計43,321㎡となっております。66ページが新規で、中間管理機構を活用した貸借に切り替えをしていただいた分になります。貸し手農家 ○○ ○○。借り手 長崎県農業振興公社。土地の所在 沖田免字中の間。地目 田。面積667㎡。5年間の物納、年間40kgとなっております。他、2件ですね。合計 田 6,557㎡を機構をとおして貸借をしていただくような計画をしているところです。67ページに全部の集計表を付けております。再設定が14件、33筆、43,327㎡。新規設定としまして3件、4筆6,557㎡。計17件、49,884㎡の利用集積計画となっております。続きまして、35号議案の朗読説明をさせていただきます。68ページになります。農用地利用配分計画（案）の承認について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画（案）を定めたいので、本委員会の承認を求める。69ページに配分計画の案を載せております。先ほどの中間管理機構に貸し付ける3筆の配分先、借り手側になります。利用配分を受けるものが△△ △△さん他2名となっております。面積は同じく、田の6,557㎡となっております。利用集積計画の承認と配分計画の案のご審議をお願いしたいと思います。事務局の説明は以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今、34号、35号議案の説明を事務局からいただきました。これより質問をお受けしたいと思います。質問のある方はいらっしゃいませんか。湯村推進委員。

推進委員（湯村 速雄君）推進委員。64ページの□□ □□さんの耕作面積は、法人と個人と別々にあるんですか。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。申し訳ありません。今ご指摘いただいた分ですね、8番と9番ですが、□□ □□さんの耕作面積は法人と個人別々にありますけども、個人の方が今現在多くてですね、この8, 326㎡というのは誤りです。7ヘクタール近く個人で借入地合わせてありますので、こちらの面積は誤りです。申し訳ありません。耕作面積は正確な数字は、今は手持ちがなくて分かりませんが、70, 000㎡近くあります。

議長（藤永 九市君）ただ今、事務局より説明がありましたけども、湯村委員さんよろしいですか。

（ 「はい」 の声あり ） ありがとうございます。他にございせんか。ないようでしたら採決をいたします。まず、第34号議案 農用地利用集積について承認されることに賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認いただきました。次に、第35号議案 農用地利用配分計画(案)について異議がない方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。これにつきましても承認をいただきました。異議なしとして、この件につきましては、長崎県農業振興公社へ意見を提出することといたします。以上、審議事項はすべて皆さん方のご協力をいただきながら終了することとなります。ここで皆さんお聞きのとおり、私が非常に嬉しく思いましたのは、第29号、30号、31号、32号は地元委員さん2番、8番委員さんが足元に置いてちゃんと目を配っていただいたというのがこういう形に出てきたわけでありませぬ。ややもすれば、見落として飛んだことになる可能性は十分にあったわけですね。そういうことで教えられたのは、お互いに、それぞれの地域において、自分の地元の場合においても転用申請等がございましたら、最後まで十分見るべきであるということを教えられましたので、この件は十分、皆さん参考にしていただきたいということを申しあげておきたいと思えます。本当にありがとうございました。以上、審議事項につきましては、これを持ちまして終わりたいと思えます。ご協力ありがとうございました。次に日程5のその他に移ります。事務局からの説明をお願いします。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。その他です。①の農業者年金加入推進につきまして、努力をいただいているところなんですけど、今年度も残りわずかになりました。

佐々町の今年度の目標が1名となっておりますが、残念ながら、今年度はまだ新規加入者がいないような状況ですので、残り少しですけれどもぜひ1名はですね、この方は農業者年金に入った方がいいよねと思われる方には、積極的に推進をしていきたいと思っておりますので、お声を掛けていただければ私も一緒に説明にあがりますのでご協力よろしく申し上げます。そして、全国農業新聞の推進についても、毎月お願いしているところなんですけど、多くの方に新しい農業委員さんたちにも購読を始めていただいているところなんですけど、先日、調査がきてしまいました。農業委員さんが何人いて、推進委員さんが何人いて、読んでないのは何人かというような調査が来ていますので、強制ではないんですけどもご協力の程よろしくお願いたします。次に②です。12月の定例会及び、農地利用最適化推進会議の日程についてということで決めたいと思うんですけど、定例会を25日の月曜日にして、五役会の折には推進会議はまた、夜に行う分ですね。それを18日にしてはどうかという案が出ましたけどもどんなでしょうか。

(私語あり)

議長(藤永 九市君) 今、審議中でありまして、③その他についても休憩が必要だと思っておりますので、これより暫時休憩といたします。

(休 憩 午後 2時45分)

(会議再開 午後 3時10分)

議長(藤永 九市君) 会を再開いたします。皆さん方からその他について何かありませんでしょうか。8番。

8番(池田 邦義君) 8番。事務局にお尋ねしたいんですけども、十八銀行の横の転用届ですが、いつになったら工事にかかるのかお聞きになってますか。

議長(藤永 九市君) 事務局。

書記(山田 奈津子君) 事務局。あそこはですね、先日も確認をしました。11月には取り掛かるとおっしゃっていたんですが、もう、11月も終わりますね。その前には9月に着工するというお話だったんですけども、9月に着工されなかったの、先日聞いたら、11月にはとおっしゃったんですが。丸一年と何か月か経っていますね。再度確認します。原則、一年以内の完成となっているんですけど、それができない場合は遅延している理由を書いて、進捗状況の報告を出

していただくようになっていて、それは8月に出していただいているんですね。その時には9月には着工できるような話だったんですけど、できていないので、話はまとまったということは業者さんから聞いておりますので、また、こちらからご連絡してみます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。それでは、他に何かありませんか。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。事務局の方から、定例会等の日程を再度お知らせしたいと思います。12月の総会が12月26日、13時30分から。そして、農地利用最適化推進会議を12月18日 月曜日、18時30分から行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。そして、推進委員さんの番号なんですけども、15番から19番までを推進委員さんの番号とさせていただきますのでよろしく願いいたします。

議長（藤永 九市君）今、休憩の中で協議いたしました件について、改めて事務局の方から報告をいただきました。ありがとうございました。他に何かありませんか。事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。事務局から度々のお願いで申し訳ないんですけども、農地中間管理事業の件で農業委員さん、推進委員さんにお問い合わせがあります。昨年度もですね、中間管理事業の推進ということで、農業委員さんにご協力していただきまして、ご自分の農地を機構に貸し出していただきまして、ご自分の農地を借り受けるということで、ご協力をいただいたところです。すべての農地を貸し出していただいた方については、3年間にはなるんですけども、農地の部分だけですが固定資産税が二分の一に軽減されるというメリットもあるところです。また、認定農業者の方など、農家さんが色々な事業に取り組まれる際に、町の間管理機構の実績で配分額が決定したりですとか、県単位でも機構の集積率で国から下りてくる補助金が、すでに変わってきているという現状もあります。農家さんを応援するためにも機構の推進をしていきたいなと思っています。年度末差し迫って入るんですけども、今年も、ご自分の農地を出して、ご自分に貸す。もしくはお父さん名義の方もいると思いますけども、お父さんの農地を自分が借りるとかですね、そういったことにご協力を

していただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。対象者に
つきましては、去年していただいた方はもう終わってますので、まだされてな
い方には総会后にお声を掛けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。その他の件ですけども、研修の時にバ
スの中で申しあげましたように、26日に午後1時半から、木場の方です
ね 集落営農についてということで、別府大学の森 宗一先生においで
いただいて 講演があるわけですが、日曜日ですがもし時間が取れば
ですね、もちろん木場は中心になって農業委員さん全員出席のもと
にと思っているんですけども、もし、皆さんご都合がつかれたら、
木場の農業についてということですけども、基本的な話も出て
きますので、できれば参加していただければと思いますが、お
忙しい時ですので無理は言えませんが、せっかくの機会です
のでよろしく お願いしたいと思っております。これについては文書
ではお送りしません。口頭で申し訳ございませんけども、申し
あげましたように、都合のつかれる方は是非、勉強のため
に出席いただければと思っておりますのでよろしく お願い
申し上げます。1時半から4時まで、木場の集会所です。関
連してですけども、この間の研修の折には、皆さん方、勉強
になられたと思っております。それぞれご意見なり、質問等
お受けしたいなと思っていたんですけども、株式会社東山パ
レットですね、非常に私は勉強になったと思っております。
300から600ぐらいの地域で高齢者の方が頑張ってお
られる姿を見たとき非常に感銘しました。また、山田さん
とも話しをしてたんですけども、一番のネックだったのが
農業委員をされていた方が中心になって率先して、集落
営農で株式会社を設立して努力されたというのが、私は
非常に興味があったわけですね。そういうことで、あの
地域で頑張っておられる姿を垣間見まして、非常に勉強
させていただいたなと思って おります。申しあげました
ように、26日は木場で しますけども、このことについては
佐々町の今後の農業についても、これは他所事ではない
んですよ。5年、10年後必ず出てきますから、機会
があれば勉強していただいて、そのことを頭に置き
ながら、一農業委員として頑張りたいなと、しみじみ
感じた次第でございます。皆さん方の反省があれば
お伺いしたいなと思っております。それから二日目は、
これにつきましても事務局のお世話を いただいて、中島さ

んがお忙しい中にもちょうどタイミングよく時間を設定してお出迎えいただいたんですけども、ご存じのとおり、佐々町の農業の活性化を目指してという題名で、2年前に佐々町で講演をいただいたんですけども、大好評でしたけども、この方の話を聞いて、そのもとにまた、和田委員さんもそうですけども、感銘したということで、私たちもそうですけども、女性として男女共同参画をメインとして推進されて、そういう中で、中島先生によって今回の新しい農業委員に和田さんと、山下さんの女性のお2人を登用できたということが自信になったものですから、中島先生も本当に喜んでおられました。講演の結果が、女性の活躍する場を提供できたということがものすごく喜ばれていたようです。よかったなと思っております。また、申し訳ないなともありました。朝倉市があのように酷いということは思ってもいなかったんですけども、まったく水稲の作付ができなかったという状況ですね。また、農産物は原鶴の道の駅を、他所からの協力を受けながらやっておられるということを、非常に私も勉強になりましたし、ここの皿山直売所とはまた違うでしょうけども、農業委員としてはこういったことを頭に置きながら支援していただければなと思ったわけです。そういったことで私としては有意義な視察研修であったということを感じているところであります。皆さん方、本当にありがとうございました。皆さん方からこれについて何かありましたらお伺いしたいなと思います。湯村推進委員。

推進委員（湯村 速雄君）推進委員。農業委員会の転用の許可を受けた後、お伺いしたところ、掲示板を配布するのは廃止されたということでしたけども、地域とか用水路の周知はどのようにしていけばいいのかなと思ひまして。松瀬のプールの関係で掲示板なしで工事をされたので、プライバシーとかもありますけども、何が建つのかとかどこまで言っていったらいいのかなと思ひまして。

議長（藤永 九市君）事務局。

書記（山田 奈津子君）事務局。確かに十数年前ですかね、許可が下りたところは看板みたいなものを立てて工事をしていただいていたというのは、私も知ってはいます。あれは県の方から届いておりまして、おそらく予算の関係でというのは聞いてはいるんですけども、無くなってここ10年ぐらいいはないんじゃないか

なと思うんですけども、今は許可証のみで看板を立てる義務はないんですが、確かに他所の自治体では九州管内でも独自の予算で、そういうやり方をされているところもあるにはあるんですが、県内ではないようです。地域への周知ということですけども、用水路の関係につきましては、水利の関係が生じるところは水利の代表者の方の同意というのが必ずありますので、水利関係者には周知ができるかなと思っていますが、その他の地域の方に関しましては特に周知する方法は確かにはないです。皆さんも守秘義務がありますので、あまり早い時点で情報を開示することはもちろんできないんですけども、こういった総会の後に関しては、会議録の公開というものをしているんですよ。少し遅れることもありますけども、ホームページにも総会の会議録というのは開示をしていますので、そこら辺に関してはお話をしてもらってもいいんですけど、会議録の公開事項というのはですね、個人名は全部省いています。業者名も省いてますけども、何が出来るのかということは公開できますので、個人情報を除いたところでご説明をしていただければいいのかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。湯村推進委員よろしいでしょうか。他になければ、これで本日の総会を閉じたいと思います。本日は慎重審議に休憩を挟みながら審議いただきましたことを厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。今年は残すところあと47日ですか。皆さん体に気を付けながら、事故のないように過ごしていただきたいと思います。今日は本当に長時間ご審議いただきましたことを、厚くお礼を申しあげながら閉会したいと思います。皆さんお疲れ様でした。

(閉 会 午後 3 時 2 8 分)

上記のとおり相違ありません。

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員